

## 該当する場合のみ必要となる資料

《対象者》◆ 父 ◆ 母 ◆ 同居している内縁の妻・夫

◆ 同居している65歳未満の直系尊属（祖父母・曾祖父母等）

※ 同一敷地内に居住している場合は、世帯が別であっても同居とみなします。

※ その他、状況により資料の提出を依頼することがありますので、ご協力ください。

	対象者の状況	必要書類
該 当 す る 場 合 の み 必 要 と な る 書 類	保護者が育児休暇を取得しており、休暇明けのため、お子様の入所申込みをする場合（育児休暇中で上の子の申し込みの場合を含む。）	<b>育児休暇証明書</b> 休暇期間の記載されているもの。事業主が証明。任意の様式または辞令でも可。保育課指定の就労証明書の該当欄に記載でも可。
	入所日現在、お子様の月齢が6か月に満たない場合またはお子様に疾患（心臓病など）がある場合 （健康上、集団保育に支障がないことを確認します）	<b>保育課指定の「主治医の意見書」または医師による「診断書」</b> …集団保育をしても差し支えない旨を明記してもらってください。
	保護者が倒産・整理解雇により失業し、入所希望日時点で離職日の翌日から4か月を経過していない場合 （公的証明書にて、失業理由等を確認します）	<b>解雇通知・離職票等</b>
	保護者等又はお子様が外国籍の場合	<b>外国人登録証明書のコピー</b> 就労活動が認められていない在留資格の方は、「 <b>資格外活動許可証</b> 」のコピーも必要です。
	就学前の兄弟姉妹が保育園の入所申込みをせず、幼稚園・認定こども園・身体障害者施設などに入園している場合	<b>入所申込みをしない児童の在園証明書</b> （保育課指定の書式有り）
	就学前の兄弟姉妹が認可外保育施設などに入園している場合、または父母・親族・近所の人などに保育されている場合	<b>保育証明書</b> （保育課指定の書式有り） 児童名、施設名等、または子どもを保育している方を明記してください。
	生活保護を受けている場合	<b>受給証明書</b>
	一方の親の不在理由が離婚の場合	<b>離婚届受理証明書または戸籍謄本</b> （離婚成立日・親権が記載されているもの）
	離婚調停中で配偶者と別居している場合	<b>呼び出し状または事件係属証明書</b>